

消費生活相談コーナー

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分~16時

マルチ商法のトラブルについて

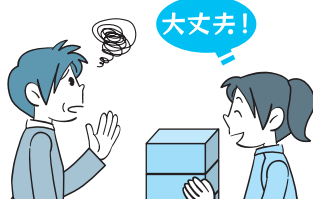
マルチ商法とは、「連鎖販売取引」とよばれるもので、商品を購入するなどして販売組織の会員になり、別の人を誘うことで紹介料を得たり、新たな会員が商品を購入するとマージンが入ってきたりして収入が得られるというものです。

最近の傾向では、健康食品などの商品の他に、投資関連(事業に投資するだけでなく人を紹介すれば配当の他に紹介料が受け取れるといった勧誘)も多くなっています。また、最近はフェイスブックなどSNS(ソーシャルネットワークサービス)を通じて誘われるケースも増えています。



事例① 先輩からセミナーに誘われた。会場では「友だちを紹介するだけで紹介料が入ってくる」「会員になれば割安で購入でき、誘うだけでマージンが入る」などと言っていた。

事例② 親戚のおばさんから誘われて商品の無料体験に出かけた。高額の商品を勧められ、「払えない」と言うと、「紹介すれば紹介料が入るから大丈夫」と言われた。



アドバイス

- 「もうかる」という言葉だけで決断せず、契約書面にしっかり目を通しましょう。
- あいまいな態度は相手との人間関係も損なうことにもなりかねません。親しい人からの誘いでも、必要なければきちんと断りましょう。

契約書面を受け取った日から20日間(契約書面を受け取った後に商品を受け取る場合は、その受取日から20日間)は、「クーリングオフ制度」により、書面で通知を出すことで解約することができます。

また、連鎖販売取引の場合はいつでも解約でき、違約金の上限も定められています。入会1年未満で退会する場合は、引き渡しから90日以内の未使用商品は、最大10%の負担で返品可能です。

詳しくは、消費生活相談窓口へお早めにご相談ください。

2013年版 県民手帳 予約受付中

- サイズ 139mm×82mm
- 編集発行 滋賀県統計協会 ☎077-528-3391
- 頒布時期 手帳の受け取り時期は11月下旬~12月下旬頃
- 申込方法 電話、または直接窓口にて下記まで。
米原庁舎 ☎52-6623 近江庁舎 ☎52-6920
山東庁舎 ☎55-8101 伊吹庁舎 ☎58-2221

申込締切
9月28日(金)

1冊500円
(税込)



人口40,736人(-34) 男19,963人(-28) 女20,773人(-6) 世帯数13,753世帯(+10)

65歳以上の人口 10,299人 高齢化率 25.28% ※カッコ内は前月との比較【平成24年9月1日現在】